

令和3年度第2回上越市地産地消推進会議次第

日時：令和4年3月29日(火)

午後2時から

会場：上越文化会館 中会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱の改定について

(2) 上越市地産地消推進の店認定審査（新規店舗）

(3) 上越市地産地消推進の店認定審査（更新店舗）

(4) 上越市地産地消推進の店プレミアム認定店認定審査（新規店舗）

(5) 令和3年度 地産地消推進事業報告

(6) 令和4年度 地産地消推進事業について

4 その他

5 閉 会

上越市地産地消推進会議委員名簿

(令和3年5月1日～)

No.	氏名	選出区分	備考
1	湯沢 雅彦	食品関連事業者	上越食品衛生協会高田支部 理事 (株式会社シャトー・イグレック)
2	勝島 勝美	食品関連事業者	上越食品衛生協会直江津支部 支部長 (勝島魚店)
3	高橋 道代	食品関連事業者	上越商工会議所女性会 理事 (割烹 高はし)
4	植村 孝弘	農林水産物販売事業者	えちご上越農業協同組合 営農部直売施設課長
5	小森 茂	農林水産物販売事業者	新印上越青果株式会社 蔬菜部取締役部長
6	五十嵐 紀文	農林水産物販売事業者	上越青果小売商業協同組合 理事 (五十嵐本店)
7	市村 勝彦	農林水産物販売事業者	株式会社一印上越魚市場 取締役統括部長
8	貝沼 武徳	農林水産物販売事業者	上越水産物商業協同組合 監事 (有限会社貝沼商店)
9	佐藤 一	その他市長が必要と認める人	上越市地産地消推進の店 (お食事の館・旅人の宿 わすけ)
10	田中 美恵子	市民(一般公募)	

○事務局

所属	職	氏名	備考
農政課	課長	佐藤 正明	
農政課	副課長	高橋 大輔	
農政課	農業総務係長	北山 由子	
農政課	主事	中里 流奈	

令和4年3月29日
上越市地産地消推進会議
資料 NO. 1

上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱

(目的)

※網掛部分が変更箇所

第1条 この事業は、上越産品を積極的に取り扱う小売店及び飲食店等を上越市地産地消推進の店に認定し、当該推進店の地産地消推進の取組を広く市民や観光客（以下「市民等」という。）に周知することにより、上越産品の生産及び消費の拡大、食料自給率の向上並びに郷土における食文化の継承を図り、もって本市における農林水産業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 上越産品 次に掲げる生産物の総称をいう。
 - ア 農産物 本市の区域内で生産し、収穫される穀物、野菜、果物その他の農産物をいう。
 - イ 水産物 上越地域で水揚げされる魚介及び海藻をいう。
 - ウ 畜産物 上越地域で飼育される家畜の肉、卵及び乳をいう。
 - エ 加工品 アからウまでに掲げる食材を主原料として加工した食品をいう。
- (2) 小売店 本市の区域内に存するスーパーマーケット、八百屋、魚屋、農産物直売所等をいう。
- (3) 飲食店等 本市の区域内に存するホテル、旅館、割烹、レストラン、居酒屋等をいう。
- (4) 上越地域 本市、妙高市及び糸魚川市の区域をいう。
- (5) 認定店 地産地消を推進する取組を行っている店舗であると第5条の規定により認定され、上越産品の魅力を発信する小売店又は飲食店等をいう。
- (6) プレミアム認定店 認定店の認定から1年以上経過し、認定店より多くの地産地消を推進する取組を行っている店舗であると第5条の規定により認定され、上越産品の魅力を積極的に発信する小売店又は飲食店等をいう。
- (7) 認定推進店 認定店及びプレミアム認定店をいう。

(認定基準)

第3条 市長は、認定推進店の認定に当たり、認定基準を策定するものとする。

- 2 市長は、前項の認定基準（以下「認定基準」という。）の策定に当たり、あらかじめ第13条第1項に規定する上越市地産地消推進会議（第5条第2項において「上越市地産地消推進会議」という。）の意見を聴かなければならない。

(認定申請)

第4条 認定推進店の認定を受けようとする小売店又は飲食店等（以下「申請者」という。）は、上越市地産地消推進の店認定申請書（第1号様式）に、市長が別に定める事業計画書を添えて市長に提出しなければならない。

（認定等）

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、認定店又はプレミアム認定店の認定の可否を決定したときは、上越市地産地消推進の店認定店認定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に当たり、あらかじめ上越市地産地消推進会議の意見を聴かなければならない。

3 市長は、申請者に対し、第1項の規定により認定店として認定したときは、上越市地産地消推進の店認定店認定証（第3号様式。以下「認定店認定証」という。）を交付し、プレミアム認定店として認定したときは、上越市地産地消推進の店プレミアム認定証（第4号様式。以下「プレミアム認定店認定証」という。）を交付するとともに、必要に応じ、販売促進用資材の交付又は貸与を行うものとする。

（認定店認定証又はプレミアム認定店認定証の掲示及び広報）

第6条 認定推進店は、店内又は店頭によく見える場所に交付又は貸与を受けた認定店認定証又はプレミアム認定店認定証及び販売促進用資材を掲示するとともに、取り扱う上越産品の広報に努めなければならない。

2 市長は、認定推進店の名称、連絡先その他認定推進店に関する情報を市の広報誌、ホームページ等への掲載その他の方法により、広く市民等に周知するものとする。

（認定の有効期間等）

第7条 認定推進店の認定の有効期間（以下「認定期間」という。）は、当該認定の日から当該日の属する年度の末日から起算して2年を経過する日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、認定店の認定期間中にプレミアム認定店として認定された場合にあつては、プレミアム認定店の認定期間の満了の日は、当該認定店の認定期間の満了の日と同日とする。

（認定の更新）

第8条 認定推進店は、認定期間の満了後も引き続き認定店又はプレミアム認定店の認定を受けようとするときは、当該認定期間の満了の日までに、市長に対し認定の更新を申請することができる。この場合において、認定の更新を受けようとする認定推進店は、市長が

別に定める事業計画書を市長に提出しなければならない。

2 第5条の規定は、前項の規定による認定の更新について準用する。

(認定の辞退)

第9条 認定推進店は、その営業を終了したとき又は認定を辞退しようとするときは、速やかに上越市地産地消推進の店 **認定店** **プレミアム認定店** 認定辞退届（第5号様式）を市長に提出するとともに、交付又は貸与を受けた認定証及び販売促進用資材を市長に返却しなければならない。

(認定の取消し)

第10条 市長は、認定推進店が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 営業を終了したとき。（前条の規定による辞退の届出がない場合に限る。）
- (2) 認定基準を満たさなくなったとき。
- (3) 次条の規定による実績報告が同条に定める期限までになされないとき。
- (4) 消費者の信頼又は上越製品のイメージを著しく失墜させると市長が認めるとき。
- (5) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、上越市地産地消の店 **認定店** **プレミアム認定店** 認定取消通知書（第6号様式）により、認定推進店に通知するものとする。
(実績報告)

第11条 認定推進店は、地産地消の推進の取組状況を、上越市地産地消推進の店 **認定店** **プレミアム認定店** 実績報告書（第7号様式）により毎年度末日までに市長に報告しなければならない。
い。

(調査)

第12条 市長は、認定推進店が認定基準を満たしているか否かについて、必要に応じて調査をすることができる。

(上越市地産地消推進会議)

第13条 市長は、本市における地産地消の推進に関し必要な事項を審議するため、上越市地産地消推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) **認定推進店**の認定基準に関し、第3条第2項に規定する事項を処理すること。

- (2) 認定推進店の認定に関し、第5条第2項に規定する事項を処理すること。
 - (3) 上越製品の生産及び消費の拡大に関すること。
 - (4) その他市長が必要と認めること。
- 3 推進会議は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱し、又は任命する10人以内の委員をもって組織する。
- (1) 食品関連事業者の代表者
 - (2) 農林水産物販売事業者の代表者
 - (3) 公募に応じた市民
 - (4) 市の職員
 - (5) その他市長が必要と認める人
- 4 推進会議の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 推進会議に会長を置き、委員の互選により定める。
- 6 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 8 推進会議の会議は、会長が議長となる。
- 9 推進会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 10 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 推進会議の庶務は、農政課において処理する。
- 12 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月15日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成23年8月31日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上

越市地産地消推進の店認定事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成30年6月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和4年3月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

第1号様式（第4条関係）

認定店
 上越市地産地消推進の店 認定申請書
プレミアム認定店

年 月 日

（宛先）上越市長

所 在 地
 事 業 者 名
 代 表 者 氏 名
 電 話 番 号

□認定店
 次のとおり上越市地産地消推進の店 の認定を申請します。
□プレミアム認定店

店舗の名称			
連絡先	住所：〒 ー		
	TEL：		
	FAX：		
	E-mail：		
	担当者：（所属）		（氏名）
ホームページ アドレス			
業態・業種 （いずれかに ○）	小売店	スーパーマーケット	八百屋 魚屋 農産物直売所 その他（ ）
	飲食店等	ホテル 旅館 割烹	レストラン 居酒屋 その他（ ）

※ 店舗の名称の欄には、認定を受けようとする店舗の名称を記載してください。

（上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約）

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）ではありません。
- (3) 暴力団、暴力団員又は密接関係者が経営等を支配し、又は経営等に関与することはありません。
- (4) 暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (5) 上記の(1)から(4)までに反する場合は、この申請を却下され、認定を取り消されることを承諾します。

上記について誓約します。（にレ点を記入してください。）

第2号様式（第5条関係）

認定店 認定
上越市地産地消推進の店 通知書
プレミアム認定店 却下

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付で申請のあった上越市地産地消推進の店 認定店
プレミアム認定店
とおりに認定
の認定について次の理由により申請を却下したので通知します。

認定	業態・業種	小売店（ ）飲食店等（ ）
	推進店の名称	
	所在地	
	認定年月日	年 月 日
却下	理由	

第3号様式（第5条関係）

上越市地産地消推進の店認定店認定証

認定第	号
上越市地産地消推進の店認定店	
様	
上越産品を積極的に販売し、活用し、及びPRし、上越産品の生産及び消費の拡大、食料自給率の向上並びに郷土における食文化の継承に寄与する店であることを認定します。	
年 月 日	
上越市長	
印	

第4号様式（第5条関係）

上越市地産地消推進の店プレミアム認定店認定証

認定第	号
上越市地産地消推進の店プレミアム認定店	
様	
<p>上越産品を積極的に販売及び活用し、上越産品の生産及び消費の拡大、食料自給率の向上並びに郷土における食文化を継承するとともに、上越産品のおいしさや魅力の発信に寄与する店であることを認定します。</p>	
年 月 日	
上越市長	
印	

第5号様式（第9条関係）

認定店
上越市地産地消推進の店 認定辞退届
プレミアム認定店

年 月 日

（宛先）上越市長

所在地
事業者名
代表者氏名
電話番号
担当者氏名

年 月 日付で認定を受けた上越市地産地消推進の店 認定店
プレミアム認定店

について、認定を辞退しますので、次のとおり届け出ます。

業態・業種	小売店（ ）飲食店等（ ）
推進店の名称	
所在地	
辞退年月日	年 月 日
辞退を希望する理由	

第6号様式（第10条関係）

上越市地産地消推進の店 **認定店** 認定取消通知書
プレミアム認定店

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで認定をした上越市地産地消推進の店について、認定を取り消したので通知します。なお、認定に当たり交付又は貸与を受けた上越市地産地消推進の店

認定店

認定証及び販売促進用資材は、速やかに返却してください。

プレミアム認定店

業 態 ・ 業 種	小売店（ ） 飲食店等（ ）
推 進 店 の 名 称	
所 在 地	
認 定 取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	

上越市地産地消推進の店 認定基準等

令和4年3月29日
上越市地産地消推進会議
資料 NO. 2

1 対象店舗

- 小売店・・・市内に店舗があるスーパーマーケット、八百屋、魚屋、農産物直売所 等
- 飲食店等・・・市内に店舗がある食堂、レストラン、居酒屋、割烹、旅館、ホテル 等

2 認定基準

(1) 小売店

項 目		
必須	(1)	地産地消の推進に協力し、地場産の食材を積極的に販売・PRし、かつ今後もその取り組みを増やしていこうとする意欲のある店
	(2)	おおむね一年を通じて、地場産の食材・加工品の売場を設置し、市内(地域)産であることを消費者に分かりやすく表示している店
	(3)	推進店であることを市のホームページや広報等で紹介されることを承諾する店
	(4)	市が実施する地産地消関連事業に積極的に協力しようとする店(関連事業例:キャンペーンイベント, チラシ, パンフレット等の設置など)
	(5)	食品衛生法等の関係法令を遵守している店
選択 (2つ以上)	(6)	地場産品フェアなどの売り出し、特売日を年に12回以上設ける店
	(7)	「上越野菜」振興協議会が認定する「上越野菜」やその加工品を年に60日以上販売する店
	(8)	地場産の食材や、地場産の食材などを使用した伝統料理や郷土料理を通年で販売する店
	(9)	地場産の食材の生産者を知りやすく表示している店
	(10)	地場産の食材をおおむね80%以上使用した料理・加工品を年に60日以上販売する店
	(11)	地場産の食材を使用したレシピを年に20以上提供する店
	(12)	自らアンケート調査を行い、地場産の食材の販売促進に取り組む店

(2) 飲食店等

項 目		
必須	(1)	地産地消の推進に協力し、地場産の食材を積極的に活用・PRし、かつ今後もその取り組みを増やしていこうとする意欲のある店
	(2)	年間またはシーズン(旬)を通じて料理等に使用する地場産の食材を知りやすく表示している店
	(3)	推進店であることを市のホームページや広報等で紹介されることを承諾する店
	(4)	市が実施する地産地消関連事業に積極的に協力しようとする店(関連事業例:キャンペーンイベント, チラシ, パンフレット等の設置など)
	(5)	食品衛生法等の関係法令を遵守している店
選択 (2つ以上)	(6)	上越市産米を100%使用する店
	(7)	地場産の食材などを使用した伝統料理や郷土料理を通年で提供する店
	(8)	上越市産の日本酒やワイン等を通年で提供し、知りやすく表示している店
	(9)	地場産の食材をおおむね80%以上使用した料理を年に60日以上提供する店
	(10)	「上越野菜」振興協議会が認定する「上越野菜」やその加工品を使用した料理を年に60日以上提供する店
	(11)	自らアンケート調査を行い、地場産の食材の消費拡大に取り組む店

3 上越産品の定義

- ア 農産物 … 市内で生産し、収穫される穀物、野菜、果物その他の農産物
- イ 水産物 … 上越地域*で水揚げされる魚介及び海藻
- ウ 畜産物 … 上越地域*で飼育される家畜の肉、卵及び乳
- エ 加工品 … アからウに掲げる食材を主原料として加工した食品

*「上越地域」とは上越市、妙高市及び糸魚川市の区域

*「上越野菜」振興協議会が認定する「上越野菜」とは、下記の16品目を指します。

高田シロウリ、仁野分しょうが、頸城オクラ、みょうが、ばななかぼちゃ、なますかぼちゃ、曲がりねぎ、オニゴショウ、ずいき、とうな、ひとくちまくわ、なす、オータムポエム、アスパラ菜、カリフラワー、枝豆

令和3年度 地産地消推進事業報告

1 地産地消推進の店認定数

	店舗数	内 訳		事業者数
		小売店	飲食店等	
R2年度末合計	170店	55店	115店	128事業者
R3年度に認定更新なし	△2店	-	△2店	△1事業者
令和3年度書面審議 認定数 (R3. 5. 7 認定)	2店	2店	-	1事業者
令和3年度書面審議 認定数 (R3. 12. 22 認定) ※1	2店	1店	1店	1事業者
令和3年度第2回会議 認定数 (R4. 3. 29)	10店	3店	7店	10事業者
認定取消 (閉店・辞退等)	△9店	△1店	△8店	△9事業者
R3年度末合計	173店	60店	113店	130事業者

<更新なし、認定取消の理由>

理由	件数
取組項目 (選択項目) が基準を満たさなくなったため	4件
施設休止・休業・閉店等のため	4件
経営者が体調を崩し対応ができないため	2件
地産地消推進の店のメリットを感じないため	1件

<※1 令和3年度書面審査認定店>

区分	認定No.	店舗名	所在地	業態・業種
飲食店等	3-30	無印良品 直江津 (なおえつ良品食堂)	西本町 3-8-8 直江津ショッピング センター2F	食堂
小売店	3-31	無印良品 直江津 (なおえつ良品市場)	西本町 3-8-8 直江津ショッピング センター2F	農産物 直売所

2 取組、PR事業

(1) 販売促進用資材の交付

- ・新規認定店へ認定証及び販売促進用資材（タペストリー、のぼり旗等）を交付した。
- ・現認定店が使用しているのぼり旗等に劣化が見られる場合、新たなのぼり旗等を交付した。



[認定証デザイン]



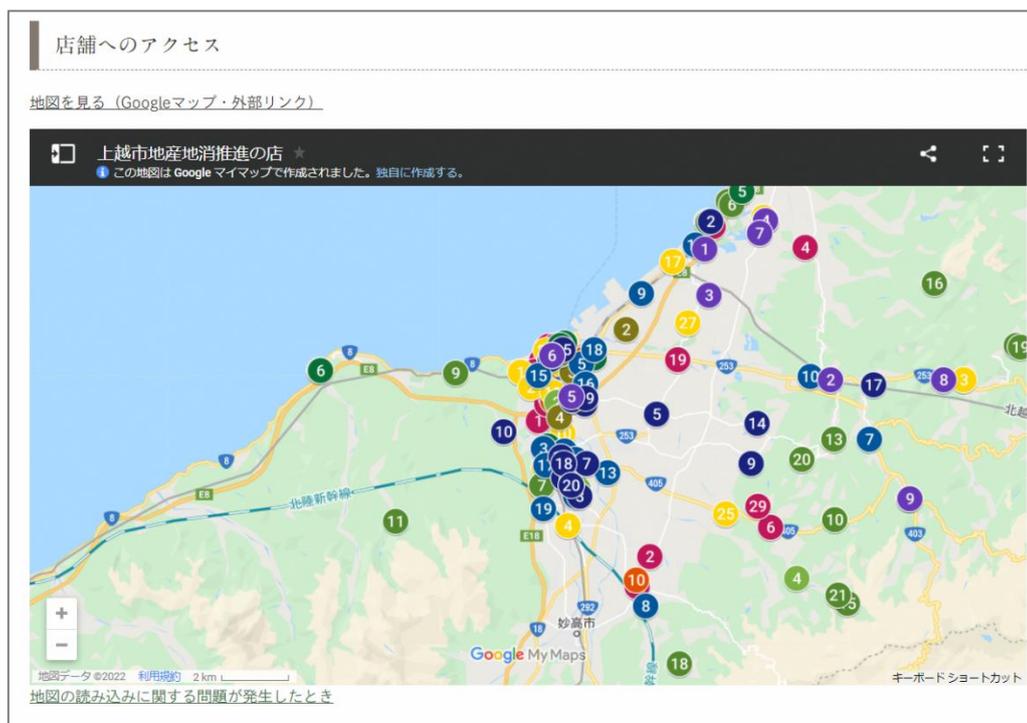
[屋外・卓上のぼり旗デザイン]



[タペストリー、卓上POPデザイン]

(2) 「上越市地産地消推進の店ガイド」の更新

- ・市ホームページに掲載している「上越市地産地消推進の店ガイド」の内容を更新し、最新の店舗情報を掲載した。
- ・「上越観光 Navi」の上越グルメサイトに「地産地消推進の店ガイド」のバナーを設け、観光客の利用促進を図った。
- ・店舗へのアクセス情報を Google マップに落とし込み、よりアクセスしやすいように、記載方法を変更した。



HP アドレス <https://www.city.joetsu.niigata.jp/site/syoku-iku/tisan-tisyo.html>



※「おうちで地産地消 テイクアウトができる地産地消推進の店」サイトも継続し運営

(3) 「健康づくりポイント事業」への参加

- ・健康づくり推進課が実施している「健康づくりポイント事業」については、令和2年度まで市温浴施設の入浴券を全員プレゼントとしていたが、令和3年度から「地産地消推進の店利用券（500円分）」を新たに加え、内容の充実及び地産地消推進の店の利用促進を図った。
- ・地産地消推進の店のうち、利用券の対応が可能な店舗のみで利用可能。

＜地産地消推進の店利用券（500円分）が利用できる店舗数＞

飲食店等 70店（110店中）

小売店 34店（55店中）

合計 104店（事業開始時店舗数 165店中）

- ・全員プレゼントの希望者の割合は、温浴施設入浴券が3割、地産地消推進の店利用券は7割となっている。

(4) 上越満喫♪ 買って・食べて・当てちゃおう！上越市地産地消推進キャンペーン

- ・目的：市内の地産地消を推進するとともに、地産地消推進の店の利用促進を図る。
また、「農産物」「水産物」「畜産物」「上越産食材を使用した加工品」やそれらを使用した商品や料理をキャンペーン対象商品とすることで、上越産品を市民及び観光客へPRし、生産と消費の拡大を図る。
- ・期間：令和3年10月15日（金）から11月30日（火）まで開催
- ・内容：上越市地産地消推進の店の35店舗が、様々な上越産食材やそれらを使った料理や商品を提供し、対象商品を注文または購入しスタンプを集めて応募すると、抽選で参加店共通商品券（3,000円、1,500円、500円）や上越産農産物の詰め合わせが当たる。
- ・応募数：1,918件
- ・その他：応募状況等は別紙1を参照

(5) 地産地消推進の店「プレミアム認定店」の認定について

資料No.7のとおり

(6) 参考：上越市食育推進計画における地産地消推進の取組

第3次上越市食育推進計画を推進するための上越市食育推進実施計画（アクションプラン）において地産地消推進関連事業を実施。

- ・地場の食品、郷土料理を取り入れた学校給食の推進（教育総務課）
- ・地域食材による給食の提供（教育総務課）
- ・学校給食用野菜産地の育成（教育総務課）
- ・直売所情報の発信（農政課）
- ・園芸振興事業（農政課）

3 実績報告

上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱第11条に基づき、全店舗を対象に、各店舗の令和3年度における地産地消の取組実績の確認。

- ・結果は、当日配布資料による

応募状況

■実施期間 令和3年10月15日(金)～11月30日(火) 47日間

■応募方法 対象商品を注文もしくは購入すると、500円(税込)につき1つのスタンプがもらえ、スタンプを集めて、参加店舗に設置してある応募箱に応募する。

(令和2年度は、キャンペーン期間が8月10日～10月31日の83日間であり、今年度より36日長かったことや応募条件が異なることなどから、単純に前年度比較はできませんが、今後の参考とします。)

■応募口数 1,918口 ※参考:令和2年度 1,456口

■スタンプ数 3,308個

■複数店舗を回った人数 71人(全体の9.7%) ※参考:令和2年度 42人(全体の2.9%)

■回答者構成

・居住地別

居住地	令和3年度		参考:令和2年度	
	口数(口)	%	口数(口)	%
上越市内	1,569	81.8%	1117	76.7%
新潟県内 (上越市以外)	237	12.4%	244	16.8%
新潟県外	106	5.5%	93	6.4%
無回答	6	0.3%	2	0.1%
計	1,918	100.0%	1,456	100.0%

■参加店舗別応募人数及びスタンプ数

	参加店舗	応募件数(件)	スタンプ数(個)
1	むら市場	0	6
2	鵜の浜人魚館 お土産コーナー・店頭販売	24	58
3	いたくら亭	3	45
4	浦川原物産館	7	16
5	王華飯店	8	34
6	天ぷら若杉	1	19
7	ステーキダイニングブラン	1	0
8	ぶらんカフェ	2	8
9	レストラン味彩	41	52
10	和ごころ 愉快	33	113
11	小さな空	4	27
12	雪だるま物産館	8	19
13	勝島魚店	17	95
14	鳥まん	10	15
15	食彩鮮魚市場	3	6
16	富寿し高田駅前店	12	11
17	富寿し南本町店	1	3
18	富寿し春日亭	8	20
19	富寿し直江津店	1	8
20	TOMMY SAY	0	0
21	Restorante Los Cuentos del Mar	3	2
22	manmaru terrace	0	15
23	松風園 藤作	59	225
24	和味旬菜 藤作 別館	3	19
25	和ダイニング 藤作	63	156
26	鵜の浜人魚館 お食事処「海風」	85	138
27	ヤマイ佐藤商店	15	32
28	割烹かまた	1	9
29	パティスリーリ・リ	4	15
30	マリンホテルハマナス レストラン海月	9	27
31	レストラン・ヨーデル金谷	28	123
32	ワイナリーレストラン 金石の音	74	528
33	ラ ファミーユ スユクル	158	1294
34	お食事処 きすや	9	27
35	喜多郎	34	143
	合計	729	3,308

■希望する景品

希望景品	令和3年度		参考:令和2年度	
	口数(口)	%	口数(口)	%
参加店舗共通商品券3,000円	48	2.5%	537	36.9%
参加店舗共通商品券1,500円	1401	73.0%	110	7.6%
参加店舗共通商品券500円	416	21.7%	46	3.2%
上越産品農産物などの詰合せ	17	0.9%	114	7.8%
無回答	36	1.9%	649	44.6%
合計	1,918	100.0%	1,456	100.0%

アンケートその他意見・感想

キャンペーンについて

【キャンペーンの開催・店舗・食材について】

好意的意見	感染症が減少傾向にあるこの時、消費をしながら+αの楽しみがあるのはとてもよい。
	また実施してほしい。＜意見多数＞
	普段利用しているお店がたくさんあるので、またキャンペーン中に利用したい。
	知らない地元の店に入るきっかけになる。
	いいアイデアだと思う。
	地域の活性化につながるキャンペーンはとてもよいと思う。
	すばらしい企画。毎年楽しみにしている。
	地域食材を皆さんに知っていただけるのはとてもうれしい。
	各お店の味が味わえてよかった。
	地元のもの食べて気軽に参加できるキャンペーンはとてもよい。
	今まで手に取ったことがない商品を購入し、新しい発見ができた。
	たくさんのお店を回ってよいところを見つけたい。
	地元を応援するキャンペーンはうれしい。
昨年も参加した。もっと参加店が増えたらうれしい。地産地消が広がるとよい。	
上越市に関して関心が深くなった。	
要望	色々なキャンペーンを楽しみたい。

【実施方法について】

好意的意見	いろんな店があり、よいと思う。
	たくさん景品があってよいと思う。
改善意見・要望	当選本数が少ない。
	メニューが特定されていたのがやりづらかった。
	1つの店ですべて応募できるようにしてほしい。わかりづらい。
	参加店を増やしてほしい。
	応募条件が少し分かりづらい。
	指定のメニューではなく、飲食した金額での応募の方がよい。

【PRについて】

好意的意見	お店の人に知らされてキャンペーンに参加できてよかった。
	キャンペーンのパンフレットを見て、普段あまり行かないお店も地産地消推進の店と知れて興味が湧いた。
	キャンペーンがあると対象のお店に行ってみようと思う。対象店舗のマップがパンフレットに掲載されていてよかった。
	パンフレットが役に立った。
改善意見・要望	食べる、持ち帰りOKなど表示・区分けがされているともっと見やすくよかった。
	キャンペーンのアピール度が悪い。
	周知されていないと残念。

【その他】

その他意見	旅行で来た。上越はいいところで大好き。また来たい。
	上越で暮らし始めて30年。海の幸・山の幸に溢れていて上越はよいところだと改めて感じた。
	長野からたまに来る。魚がおいしい。
	金沢から来て、素敵なお店、おいしい食事をいただいた。
	これからも上越に遊びに(おいしいものを食べるに)来たいと思った。
	コロナが収まったら食べ歩きしたい。
	お店のプリンが大好きで、柏崎からよく買いに行きます。今回のキャンペーンで「上越市地産地消推進の店」がこんなにあることを知ったので、次回またこのキャンペーンがあればもっとたくさんスタンプを集めたい。
	お店の方に応募箱はないと言われた。

地産地消について

【地産地消の推進、上越市地産地消推進の店について】

好意的意見	心温かくなる上越。これからも地産地消の商品を買いたい。
	おいしいものがたくさんの上越。この土地で生活ができて幸せ。
	環境に優しい取組でよいと思う。
	地産地消はとてもよいことだと感じた。
	キャンペーンを知らなかったが、これからこの活動を推進していきたいと思った。
	地元の食材なら安心安全。
	上越市内の野菜や料理をおいしく食べることができて大満足。
	おいしかった。東京にいたらこんな値段では食べれない。大満足。帰省したらまた来たい。
	地産地消で上越のおいしいものを多くの方に知ってほしいし、これからも自分自身でも他県に広めていきたい。
	地産地消を応援している。野菜は地元の野菜を買うようにしている。
	改めて地産地消を考えるきっかけになり、よい方法だと思った。
	上越地域にもたくさんの食材がありますが地産地消することをあまり知らないのではないか。とてもよいことだと思う。
	参加店一覧を見たら知らないお店がたくさんあって、ネットで調べたりして楽しかった。
	地産地消は生産者にとっても消費者にとってもよいことなので、もっと推進を希望する。
	地産地消を推進していることが知れて素敵なお店だと思った。
今回のキャンペーンを通し、地産地消に取り組むお店を知ることができて大変よかった。上越市民としてこれからも応援していきたい。	
改善意見・要望	地産地消をもっとみなさんに知っていただきたいので色々なキャンペーンを企画してほしい。

参加店舗アンケート結果

1 目的

地産地消推進キャンペーンに参加いただいた推進店の実態を把握するとともに、今後の事業展開の参考資料とするためアンケート調査を実施した。

2 対象

地産地消推進キャンペーン参加店舗 35店

3 アンケート期間

令和3年12月7日(火)から12月17日(金)まで

4 回答率

54.3% (参加店舗 35店舗中 19店舗回答)

5 調査結果

(1) キャンペーンの時期は適切でしたか。

項目	件数	%
① 適切だった	16	84%
② 適切ではなかった	2	11%
③ 無回答	1	5%
合計	19	100%

① 適切だった

(理由)

・感染症の拡大が落ち着いて、客数が増加してきている。

② 適切ではなかった

(理由)

・冬の繁忙期と重なってしまった。

③ 無回答

(理由)

・よくわからない。

(2) キャンペーンの期間は適切でしたか。

項目	件数	%
① 適切だった	18	95%
② 適切ではなかった	0	0%
③ 無回答	1	5%
合計	19	100%

① 適切だった

(理由)

なし

③ 無回答

(理由)

・前回より応募してくれる人は少なかった。

(3) キャンペーンに参加してメリットはありましたか。

項目	件数	%
① あった	12	63%
② なかった	4	21%
③ 無回答	3	16%
合計	19	100%

① あった

(具体的に記入)

- ・「今回もキャンペーンに参加しているのね」などお客様に言われ、やはり続けていかなければと思った。
- ・対象メニューが地産地消を意識したものであると認識していただけたと感じている。
- ・普段よりも該当商品の売上数が伸びた。
- ・数名だったが、他の店でスタンプを押したスタンプ台紙を持参してきたお客様がいた。
- ・キャンペーン目的のお客様がいらっしゃった。
- ・来店してくださる頻度が上がり、当店の取組を知ってもらえるきっかけになった。
- ・単価の高い商品を頼んでいただけた。
- ・応募が多数あった。しかし、キャンペーンを知っていて来店されたお客様は以前同様わずかであった。
- ・知っていただく機会となった。

② なかった

(具体的に記入)

- ・特にキャンペーンが目的で来店したお客様はいないようだった。
- ・売上にはつながらなかった。

③ 無回答

(具体的に記入)

- ・お客様との会話はできたが、地方のお客様も多く、スタンプ台紙自体いらないと言われることも多く残念だった。

(4) キャンペーンをきっかけに売上は上がりましたか。

項目	件数	%
① 上がった	0	0%
② やや上がった	4	21%
③ 変わらなかった	15	79%
④ 下がった	0	0%
⑤ 無回答	0	0%
合計	19	100%

(5) キャンペーンや対象商品をお客様に知らせるためにどのような工夫をされましたか(複数回答可)。

項目	件数	%
① メニューに表示	0	0%
② 売場PR	18	82%
③ HPやSNSでの周知	2	9%
④ その他	2	9%
⑤ 無回答	0	0%
合計	22	100%

④ その他

(自由記載)

- ・人数分のスタンプ台紙を客席に持っていき、アピールした。
- ・館内各所に掲示したり、メニュー提供時にスタンプ台紙とパンフレットを配布したりした。

(6) お客様が対象商品をお求めの際、スタンプの押印や説明などの手間はかかりましたか。

項目	件数	%
① かからなかった	8	42%
② かかった	7	37%
③ その他	4	21%
④ 無回答	0	0%
合計	19	100%

④ その他

(自由記載)

- ・前もってスタンプを押しておいた。
- ・多少の手間はかかったが、パンフレットのおかげでスムーズだった。
- ・内容が複雑でお客様が理解していないことが多かった。
- ・説明を読まずにスタンプ2個では応募できないと思った方が多く、少しだけ手間がかかった。

(7) お客様からキャンペーンの意見や感想はありましたか。

項目	件数	%
① あった	6	32%
② なかった	13	68%
③ 無回答	0	0%
合計	19	100%

① あった(具体的に記入)

- ・キャンペーンについて、地元産業を応援するよい企画だと感心された方が多々いらっしゃった。
- ・キャンペーンで何か景品が当たるかもということ自体が楽しい。
- ・分かりづらい(何回も言われた)。
- ・キャンペーンの内容を理解するのが難しかった。
- ・市外のお客様は景品の商品券について、反応がいまいちだった。特産品を自宅に送ってほしいとの声もあった。
- ・色々書くのは面倒。シンプルに丸付けにしてほしい。※書いてくれる人は用紙の隅まで書く。

(8) キャンペーンの内容や実施方法について、ご意見・ご感想をお聞かせください。

- ・スタンプ1個での応募が可能であったため、お客様の反応がよかった。次回からは、メニューへの記載とホームページへの記載を行いたい。
- ・地産のものを消費したり、フードマイレージを客に話す「きっかけ」にできる。
- ・スタンプ欄をすべて埋めないと応募できないと思った方が多かった。
- ・対象商品以外のものを注文されて、「スタンプを押してほしい」と言うお客様が2組ほどいらっしゃって説明に時間がかかった。
- ・土日の混雑する時間帯は、レジ周りに人が集まってしまい、しっかりキャンペーンのご案内ができないことがあり、心苦しかった。
- ・当選本数が少ない。
- ・アンケートを書くのが面倒。
- ・紙のスタンプ台紙に店員が押印するのではなく、お客様が店舗に設置されているQRコードを読み取るタイプの方が店の手間が減り助かる。
- ・押印や応募ルールなどが少々複雑になったため、手間をとった。
- ・もともと客数が少ない時期だったためか、スタンプ台紙を提出してくるお客様が少なかった。
- ・前回のやり方がよいと思う。
- ・その場で当たる(分かる)福引き方式で、1等～3等くらいのは住所や氏名を書いてもらうようにするのもありだと思う(下位は現金50円～100円や商品)。

(9) 市の地産地消推進について、ご意見等がありましたらお聞かせください。

・色々と行動を起こしてくれて感謝している。

・地域活性化のため、今後も参加・協力させていただきたい。

・認知度の問題か、景品の問題か、大きく店舗運営に変化はなかった。そのイベント目的で集客ができるイベントを期待する。

・他店舗に回遊するのは無理だと思う。それぞれに応募してもらう方がよいと思う。

・観光PRにつなげたい。観光交流推進課の「#上越もよう」キャンペーンと重なったため、調整が必要。

・「健康づくりポイント事業」の地産地消推進の店利用券(500円分)の有効期限が長すぎる(令和5年3月31日まで)。

No.	認定No.	区分	申請事業者名	店舗名称	店舗住所	ジャンル	小売店						飲食店等					取組状況	
							売出し、特売日12回/年以上	「上越野菜」やその加工品を60日/年提供	地場産の食材や、地場産食材使用の郷土料理等の通年提供	地場産食材の生産者表示	地場産食材80%以上使用の料理60日/年提供	地場産食材使用のレシピ20/年提供	アンケート調査実施	上越市産米100%	地場産食材使用の郷土料理等の通年提供	上越市産日本酒等の通年提供	地場産食材80%以上使用の料理60日/年提供		「上越野菜」やその加工品を使用した料理を60日/年以上提供
82	2-66	小売店	株式会社 イチコ	イチコ直江津店	下源入277-5	スーパーマーケット	○	○	○										昨年と同様に実施
83	2-67	飲食店等	有限会社 貴和	郷土料理と地酒の店 雁木亭	仲町3-4-9	居酒屋							○	○	○	○	○		昨年と同様に実施
84	2-68	飲食店等	加茂屋	加茂屋	長浜1369	旅館													確認中
85	2-69	小売店	有限会社 山田屋	山田商店	本町3-4-10	八百屋													確認中
86	2-70	飲食店等	株式会社シンクネット	越後農場 ビスけん	仲町3-9-19 STプラザ4F	レストラン							○	○	○	○	○	○	昨年を上回って実施
87	2-71	小売店	有限会社しみず屋	しみず屋 えびす浜店	夷浜702-2	スーパーマーケット	○	○											昨年と同様に実施
88	2-72	飲食店等	ふるさと村そば処木草庵	ふるさと村そば処木草庵	牧区池舟2番地	蕎麦													確認中
89	2-73	飲食店等	岩野屋旅館	岩野屋旅館	柿崎区柿崎6187番地	旅館								○	○	○	○		昨年と同様に実施
90	2-74	飲食店等	株式会社太平堂	割烹 新柳	牧区落田223番地	割烹							○	○	○	○			昨年と同様に実施
91	2-75	小売店	高橋食品	高橋食品	仲町6丁目2-22	農産加工・販売			○	○									昨年と同様に実施
92	2-76	小売店	特定非営利活動法人食の工房ネットワーク	正善寺工房	下正善寺1027番地2	農産加工・販売		○	○	○	○								昨年と同様に実施
93	2-77	小売店	合資会社 山本味噌醸造場	合資会社山本味噌醸造場 本店	中央1丁目13-4	農産加工・販売		○	○	○									昨年と同様に実施
94	2-78	小売店		合資会社山本味噌醸造場エルマール店	西本町3丁目8-8	農産加工・販売		○	○	○									
95	2-79	小売店	一般社団法人 土の香工房	一般社団法人 土の香工房	丸山新田183-1	農産加工・販売		○	○	○	○								昨年と同様に実施
96	2-80	飲食店等	川上笑学館	川上笑学館	牧区切光1438	宿泊施設													確認中
97	2-81	飲食店等	お食事処 弘光	お食事処 弘光	大豆2-7-10	食堂								○	○	○	○		昨年と同様に実施
98	2-82	飲食店等	cookingislovekitchenstudio いべまり	kitchenstudio いべまり	東城町1丁目1-38	弁当・総菜							○	○		○			昨年を上回って実施
99	2-83	飲食店等	一般財団法人 糸しんの里観光公社	いたくら亭	板倉区針894-3	蕎麦								○	○	○			昨年と同様に実施
100	2-84	飲食店等	NIKU BAR 18	NIKU BAR 18	仲町4-6-12 SKビル1F	ワインバル													確認中
101	2-86	小売店	三和牛乳	三和牛乳	三和区大2042	農産加工・販売													確認中
102	2-87	小売店	そうざい ゆうちゃん	お惣菜 ゆうちゃん	西城町三丁目11-9	農産加工・販売		○	○	○									昨年と同様に実施
103	2-88	飲食店等	えちご上越農業協同組合	あるるんの杜 六花の里	大道福田621	レストラン													確認中
104	2-89	小売店		あるるんの杜 杜もりモール	大道福田621	農産加工・販売													
105	2-90	小売店	株式会社ナルス	ナルス高田西店	大貫4-4-22	スーパーマーケット	○	○	○	○									昨年を上回って実施
106	2-91	小売店	八百屋の土田	八百屋の土田	東本町1-3-49	八百屋													確認中
107	2-92	飲食店等	特定非営利活動法人 よもぎの会	特定非営利活動法人 よもぎの会	牧区原991番地	弁当・総菜													確認中
108	3-1	小売店	有限会社 御母家	御母家 本店	上真砂65-1	農産加工・販売	○		○	○	○								昨年と同様に実施
109	3-2	小売店	四季菜の郷利用組合	四季菜の郷利用組合	吉川区杜氏の郷1番地	農産物販売所			○	○	○								昨年と同様に実施
110	3-3	小売店	有限会社 朝日池総合農場	むら市場	大潟区内雁子252-1	農産物販売所		○	○	○	○								昨年と同様に実施
111	3-4	小売店	イオンリテール株式会社	イオン上越店	富岡3457	スーパーマーケット		○	○										昨年と同様に実施
112	3-5	小売店	やまや	いつも新鮮・上越産魚・野菜の店 やまや	柿崎区三ツ屋浜486-2	魚屋													確認中
113	3-6	飲食店等	佐渡見亭	佐渡見亭	柿崎区上下浜426	割烹							○	○	○	○	○		昨年と同様に実施
114	3-7	飲食店等	黒倉ふるさと振興株式会社	糸しんの里 やすらぎ荘	板倉区久々野1624-1	宿泊施設							○	○	○	○			昨年と同様に実施
115	3-8	飲食店等	柿崎総合開発株式会社	マリンホテル ハマナス	柿崎区上下浜262	ホテル							○	○	○	○	○		昨年と同様に実施
116	3-9	小売店	株式会社 中島食品	株式会社 中島食品	本城町4-69	農産加工・販売	○			○									昨年と同様に実施
117	3-10	飲食店等	デュオ・セレッソ	デュオ・セレッソ	西城町3丁目5-20	冠婚葬祭								○	○	○			昨年を下回って実施
118	3-11	飲食店等	有限会社 ホテル見はらし	潮風薫る宿 みはらし	大潟区九戸浜238-3	旅館							○	○	○	○	○		昨年と同様に実施
119	3-12	飲食店等	株式会社 大黒屋	旬魚料理と地酒の店 大黒屋	仲町4-5-2	レストラン							○	○	○				昨年を下回って実施
120	3-13	飲食店等	株式会社 宮崎商店	TOMMY SAY	仲町4-7-24	イタリアン									○	○	○		昨年と同様に実施
121	3-14	飲食店等	旬菜 かがりび	旬菜 かがりび	東雲町2-10-19	居酒屋							○	○	○	○	○		昨年と同様に実施
122	3-15	飲食店等	手打ちらーめん まるとく	手打ちらーめん まるとく	下門前2287番地	ラーメン							○	○	○	○	○		昨年を上回って実施

No.	認定No.	区分	申請事業者名	店舗名称	店舗住所	ジャンル	小売店						飲食店等						取組状況
							売出し、特売日12回/年以上	「上越野菜」やその加工品を60日/年提供	地産産の食材や、地場産食材使用の郷土料理等の通年提供	地場産食材の生産者表示	地場産食材80%以上使用の料理60日/年提供	地場産食材使用のレシピ20/年提供	アンケート調査実施	上越市産米100%	地場産食材使用の郷土料理等の通年提供	上越市産日本酒等の通年提供	地場産食材80%以上使用の料理60日/年提供	「上越野菜」やその加工品を使用した料理を60日/年以上提供	
123	3-16	小売店	株式会社 ナルス	ナルス 南高田店	上中田2001	スーパーマーケット		○	○	○									昨年と同様に実施
124	3-17	小売店		ナルス 浦川原店	浦川原区長走547	スーパーマーケット		○	○	○									
125	3-18	飲食店等	株式会社 晴山荘	株式会社 晴山荘	大貫2-17-22	割烹・旅館							○	○	○	○	○		昨年と同様に実施
126	3-19	飲食店等	有限会社 ソワール	お食事処 きすや	大字大場625-10	食堂・割烹							○	○	○	○	○		昨年と同様に実施
127	3-20	飲食店等	有限会社 海の幸味どころ軍ちゃん	海の幸 味どころ 軍ちゃん(高田店)	本町4-1-8	居酒屋							○	○	○	○	○		昨年と同様に実施
128	3-21	飲食店等		海の幸 味どころ 軍ちゃん(直江津店)	西本町1-14-2	居酒屋								○	○	○	○	○	
129	3-22	飲食店等	有限会社 鳥まん	直江津を味わうお店 鳥まん	西本町4-1-5	居酒屋								○	○	○	○	○	昨年と同様に実施
130	3-23	飲食店等	有限会社 おおた	ごぱん屋カフェ Come & Co.	頸城区百間町732	食堂							○			○	○		昨年と同様に実施
131	3-24	飲食店等	アートホテル 上越	旬越料理 妙高	本町5-1-11	レストラン													確認中
132	3-25	小売店	パティスリー リ・リ	パティスリー リ・リ	富岡3525	ケーキ店			○	○	○								昨年を上回って実施
133	3-26	小売店	株式会社 一小	イチコ 直江津西店	五智1-14-35	スーパーマーケット	○	○		○									昨年と同様に実施
134	3-27	飲食店等	合同会社 上越ミュージアムショップオペレーションズ	Restorante Los Cuentos del Mar	五智2-15-15 上越市立水族博物館内	レストラン							○		○	○	○		昨年と同様に実施
135	1-25	飲食店等	農家民宿うしだ屋	農家民宿うしだ屋	大島区田麦1283番地	農家民宿							○	○	○	○	○		昨年と同様に実施
136	1-26	飲食店等	らーめん だいじ	らーめん だいじ	藤巻6-8	ラーメン店							○				○		昨年と同様に実施
137	1-28	飲食店等	居食屋 YAGAIYA	居食屋 YAGAIYA	中央1-9-5	居酒屋							○	○	○	○	○	○	昨年と同様に実施
138	1-31	飲食店等	居酒屋 彦左エ門	居酒屋 彦左エ門	仲町3-7-11	居酒屋							○	○	○	○	○	○	昨年と同様に実施
139	1-32	小売店	株式会社 よしかわ杜氏の郷	株式会社 よしかわ杜氏の郷	吉川区杜氏の郷1番地	酒蔵	○		○										昨年と同様に実施
140	1-33	小売店	パティスリー フルール	パティスリー フルール	本町5-4-5 あすとびあ高田1F	ケーキ店		○		○									昨年と同様に実施
141	1-34	小売店	苺の花ことば	苺の花ことば	大潟区長崎1500	農産物直売所				○	○								昨年と同様に実施
142	1-35	小売店	株式会社Amaya farm	manmaru terrace	三和区北代1056-1	農産加工・販売				○	○								昨年と同様に実施
143	1-37	飲食店等	居酒屋 かずさん	居酒屋 かずさん	松村新田21-8	居酒屋							○	○	○	○	○		昨年と同様に実施
144	1-38	飲食店等	合同会社たかぎ製麺	手打ちらーめん さつぼろ	頸城区上吉194-7	ラーメン店							○			○	○		昨年と同様に実施
145	1-39	飲食店等	あるん畑 農家レストラン おかげさま	あるん畑 農家レストラン おかげさま	大道福田639	レストラン							○			○	○		昨年と同様に実施
146	1-40	飲食店等	ラファミーユ スクール	ラファミーユ スクール	大貫4-2-20	レストラン							○			○	○		昨年と同様に実施
147	1-41	飲食店等	レストラン・トゥジュール	レストラン・トゥジュール	東雲町2-8-6	レストラン							○			○	○		昨年と同様に実施
148	2-94	小売店	勝島魚店	勝島 魚店	中央2-1-15	魚店		○	○	○	○								昨年を下回って実施
149	2-95	飲食店等	喜楽屋 くまごろう	喜楽屋 くまごろう	木田1-3-40	居酒屋							○	○	○	○	○		昨年を上回って実施
150	2-96	飲食店等	ビストロ デザミアンティム	ビストロ デザミアンティム	東雲町2-4-25	レストラン													確認中
151	2-97	飲食店等	肴や 活等(かつら)	肴や 活等(かつら)	本町5-3-18	割烹							○			○	○	○	R3新規店舗のため、前年比較なし
152	2-98	飲食店等	ステーキダイニング ブラン	ステーキダイニング ブラン	本町4-3-14	レストラン							○			○	○		R3新規店舗のため、前年比較なし
153	2-99	飲食店等	ぶらんカフェ	ぶらんカフェ	本町3-2-21	カフェバー							○			○	○		R3新規店舗のため、前年比較なし
154	2-101	小売店	新潟中央水産市場株式会社	鮮魚センター あるんの海	大道福田637	魚屋	○			○									R3新規店舗のため、前年比較なし
155	2-102	飲食店等	和の食 樹翠	和の食 樹翠	仲町3-3-13	割烹													確認中
156	2-103	飲食店等	レストラン エリス	レストラン エリス	大町2-3-30 旧師団長官舎内	レストラン							○			○	○	○	R3新規店舗のため、前年比較なし
157	2-104	小売店	トレトゥール J	トレトゥール J	大町2-3-30 旧師団長官舎内	総菜販売				○	○								R3新規店舗のため、前年比較なし
158	2-105	飲食店等	バーニング合同会社	酒菜 ほへと	板倉区針430-1	居酒屋							○			○	○	○	R3新規店舗のため、前年比較なし
159	2-106	飲食店等	会心 きざわ	会心 きざわ	大学前31	割烹													確認中
160	3-28	小売店	株式会社ハローツウ	日本海 第一時羽丸昭和町店 アオキ昭和町店内	昭和町2-20-10	魚屋				○	○								R3新規店舗のため、前年比較なし
161	3-29	小売店		ハローツウ安江店 ダイレックス上越店内	安江2-6-10	八百屋		○		○									
162	3-30	飲食店等	無印良品 直江津	無印良品 直江津(なおえつ良品食堂)	西本町3-8-8 直江津ショッピングセンター2階	食堂							○	○		○	○		R3新規店舗のため、前年比較なし
163	3-31	小売店		無印良品 直江津(なおえつ良品市場)	西本町3-8-8 直江津ショッピングセンター2階	農産物直売所		○	○	○	○								

令和4年3月29日
上越市地産地消推進会議
資料 NO. 10

令和4年度 地産地消推進事業について

1 地産地消推進の店及びプレミアム認定店の募集

- ・通年で募集（随時受付）
- ・受付状況により認定会議を開催する

2 取組、PR事業

(1) 販売促進用資材の交付

- ・新規認定店へ認定証及び販売促進用資材を交付。
- ・認定店が使用しているのぼり旗等に劣化が見られる場合、新たなのぼり旗等を交付。

(2) 「上越市地産地消推進の店ガイド」の更新

- ・市ホームページに掲載している「上越市地産地消推進の店ガイド」の内容を更新し、最新の店舗情報を掲載する。
- ・「令和3年度版 上越市地産地消推進の店ガイド」の周知チラシを作成し、地産地消推進の店、市内施設等に配布する。

(3) 【新】プレミアム認定店の周知

- ・市ホームページに「プレミアム認定店」のサイトを新たに設け、市民や観光客に広く周知する。
- ・市が開設するインスタグラムで店舗の地産地消の取組や地場産品を使用したメニューを紹介する。

(4) 「健康づくりポイント事業」への参加

- ・健康づくり推進課が実施している「健康づくりポイント事業」について、これまで市温浴施設の入浴券を全員プレゼントとしていたが、令和3年度から「地産地消推進の店利用券（500円分）」を新たに加え、内容の充実及び地産地消推進の店の利用促進を図る。
- ・地産地消推進の店のうち、利用券の対応が可能な店舗のみで利用可能とする。

(5) 地産地消推進キャンペーンの実施

- ・地産地消推進の店と協力し、上越産品の生産及び消費拡大と地産地消推進の店の利用促進につながるキャンペーンを実施する。（10月開催を予定）

(6) 参考：上越市食育推進計画における地産地消推進の取組

新たに策定する第4次上越市食育推進計画を推進するため、上越市食育推進実施計画（アクションプラン）において地産地消推進関連事業を実施。

3 年度末実績報告

- ・上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱第 11 条に基づく実績報告を実施。
実施予定時期 2 月上旬～

4 認定の更新希望調査

- ・上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱第 8 条に基づく認定の更新希望調査。
(上記の実績報告と合わせて行う)

※更新対象店舗

認定 年度	認定期間	店舗数	内 訳		事業者数
			小売店	飲食店等	
R2	令和 2. 4. 1～令和 5. 3. 31	86	34	52	63
	令和 2. 7. 8～令和 5. 3. 31	2	1	1	2
	令和 3. 3. 23～令和 5. 3. 31	10	8	2	8
合計		97	43	54	73